

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.1

March 2008



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

<http://www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html>

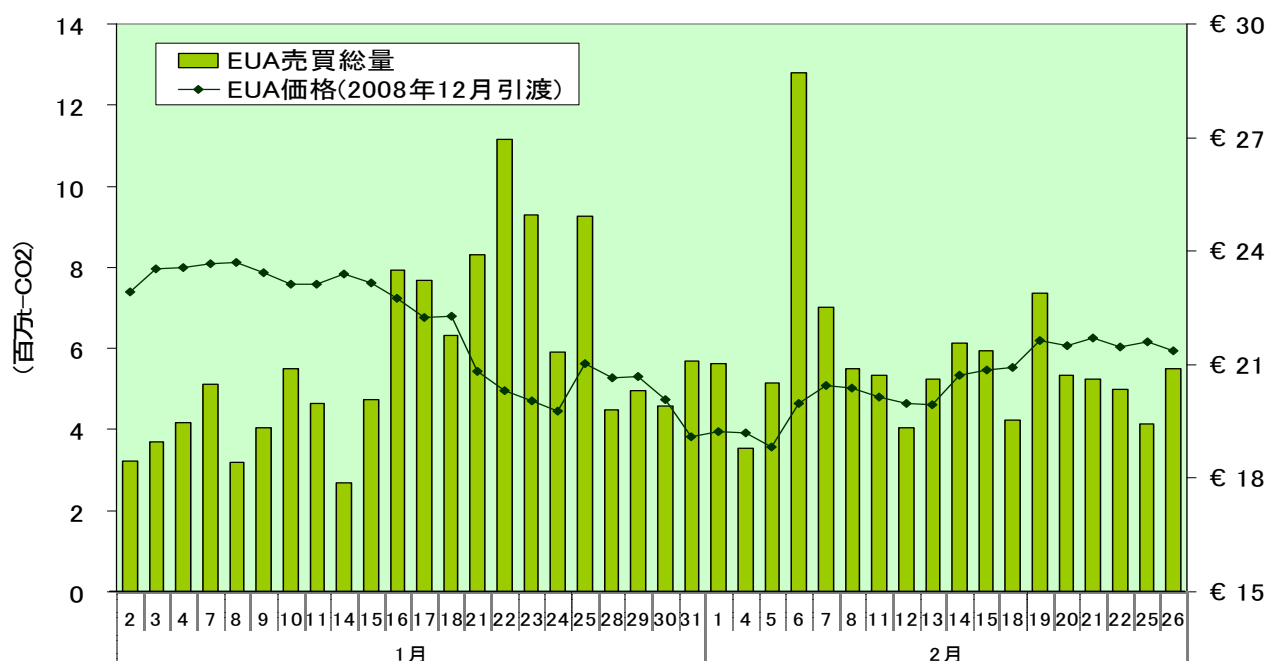
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5
 エスパルス「カーボンオフセットクラブ化計画」について
4. 寄稿② ～JRI’ s EYE～ p6
 ブラジル養豚場の CDM について
- < Information > p7

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2008 年 12 月引渡)とは、2008 年中に EUA が各企業へ配分され、年末に現物の企業間移動が為される EUA の価格である。
 出典：ECX 公表データから JRI 作成

2008 年 1～2 月の EU における排出権(EUA)価格は、年明けには 24 ユーロ程度で推移していた。しかし、欧州委員会による EU-ETS の第 3 期に関するルール案公表を控えて値下がりした所へ、サブプライム問題が重なり、2 月の初頭には半年ぶりに 19 ユーロ割り込む展開となった。

その後は、金融市場が安定するにしたがって、徐々に値を戻しており、2008 年 2 月 26 日の価格は 21.35 ユーロとなっている。

欧州委員会による EU-ETS の第 3 期に関するルール案(News & Topic②参照)が、事前の予想と異なり、京都クレジットの利用が大きく制限される可能性が判明したことから、排出権の需給が不透明な状況になっている。今後しばらくは排出権価格は方向感の無い値動きになると考えられる。

注：排出権価格は、EU-ETS のみで利用できる EUA と EU-ETS および日本を含む京都議定書の目標達成に利用できる CER があります。日本で売買されている排出権の大半が CER です。CER は相対取引が中心で価格指標が無いものの、EUA 価格の影響を強く受ける事から、EUA 価格をご紹介します。CER 価格は一般的に、EUA 価格の 70～90%程度となっております。

2. News & Topic

① 経済産業省・日本経団連が 2013 年以降の排出権取引制度の導入について検討へ (2008/2/20)

現在、日本では産業部門における温室効果ガス削減を、日本経団連の自主行動計画にて達成する計画となっている。経済産業省・日本経団連では、2013 年以降は規制として排出量の上限を定める事も検討するとしている。EU における 2013 年以降の排出権取引制度のルールづくり(下記参照)と合わせて、排出権価格への影響も大きい事から注目すべきニュースである。

② 欧州委員会が EU における 2013 年以降(第 3 期)の排出権取引制度のルール案を公表 (2008/1/23)

公表された内容は、事前の予想よりも厳しいものであり、主なポイントは以下の通り。

- 2013 年以降は、電力業界向けの排出枠はオークションにて配分する
- 産業部門については、オークションによる配分を徐々に増やしていく
- 京都メカニズムの排出権(CER)は、京都議定書に続く国際的な温室効果ガス削減スキームについて合意が為されるか否かによって使える量を制限する。
 - ・ スキーム有り：2013 年以降も CER は利用可能。
 - ・ スキーム無し：2013 年以降は CER 利用不可。ただし、2012 年までの利用可能枠の範囲内では利用可能。

以上のようにスキーム有りの場合は、CER の利用が拡大し需給が引き締まるが、スキーム無しの場合は CER が余るという見方もある。EU における議論は排出権価格へ大きな影響を持つ事から、今後もルールに関する議論には注意が必要である。

③ 省エネルギー法改正案の概要

2010 年 4 月施行を目指して改正が検討されている、省エネルギー法の概要が固まりつつある。大きな特徴は以下の 3 点。

- ・ 複数の工場・事業所を持ち、一定規模のエネルギー消費量となる事業者を「特定事業者」に指定し、事業者単位での省エネルギーを義務付け
- ・ 一定規模のフランチャイズチェーンは「特定連鎖化事業者」に指定し、届出を義務付け
- ・ 一部の業種にて、判断基準にセクター別ベンチマークを導入

改正の影響としては、「特定事業者」と「特定連鎖化事業者」に指定された場合に、これまでエネルギー消費量を管理していなかった、支店や店舗のエネルギー消費量を把握しなければならないため、規模の大きい事業者では対応を急ぐ必要がある。

3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～

エスパルス「カーボンオフセットクラブ化計画」について

エスパルス広報室

サッカークラブが環境問題に取り組む？ 多くの方が驚かれるでしょうが、エスパルスは数年前から環境問題に取り組んできました。富士山を世界遺産にするための活動や、関連するNPOのフェローにサッカー選手として初めて登録したのも、弊クラブの二人の選手です。スタジアムで使われた紙コップをリサイクルするシステムもすでに稼動しています。そして三井住友銀行から紹介していただいた排出権を購入し、日本のプロスポーツ団体として初めて「カーボンオフセットクラブ化」を宣言したのもエスパルス。その理由は、この活動をさらに進めることがクラブの使命であると考えからです。

サッカーはボール一個あればできるスポーツです。それが世界中で愛され親しまれている理由のひとつでもあるのですが、同時にその事実は、環境が破壊されればサッカーができなくなることを意味します。現実にもルディブやツバルなどは、温暖化により国そのものが無くなる危機に瀕しています。同じサッカーを愛するものとして、見逃すわけにはいきません。このまま温暖化が悪化すれば、わたしたちは次世代にサッカーを楽しむ環境を残すことすらできなくなるのです。日本ではまだまだ認知されていませんが、欧州のトップレベルのサッカークラブは、社会への貢献はクラブの義務だと考え、行動し、それを社会は当然として受け入れています。地元貢献すること、地域社会でのオピニオンリーダーとなり、サポーターやその家族の幸せに寄与すること。それはクラブの義務であり使命。となると、グローバルスタンダードを目指す弊クラブが動いたのは当然ともいえます。

エスパルスは今回の排出権購入により、むこう5年間の日本平スタジアムでの二酸化炭素排出ゼロのホームゲームを実現することができるようになりました。さらにはサポーターやスポンサーを巻き込んだエコ活動も企画。次は何？ 動き出したエスパルスに、どうぞ注目しててください。



Copyright (C) S-PULSE All Rights Reserved.

カーボンオフセットとは：生活環境や経済活動を通じて努力しても削減しきれないCO₂などの温室効果ガスを、CO₂の削減活動に投資することなどで、埋め合わせするという考え方。やむを得ず排出するCO₂量を算出し、その分をオフセット（打ち消し）するために、相当金額をCO₂削減の対策費用として国や団体に支払うといった方法がある。

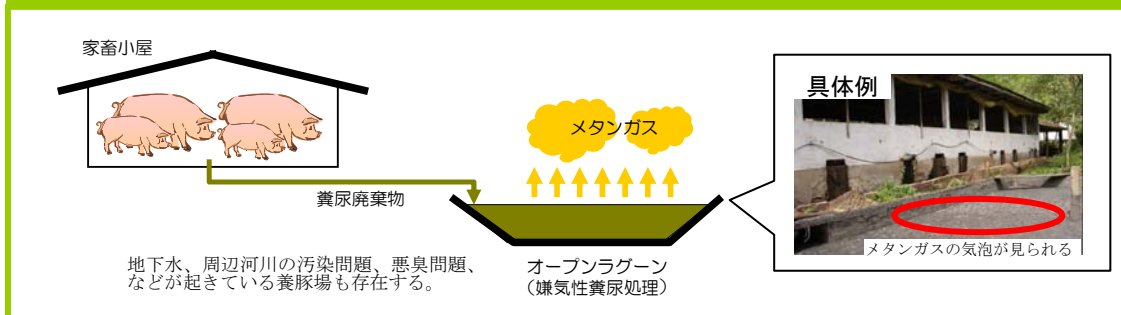
4. 寄稿② ～JRI's EYE～

ブラジル養豚場の CDM について

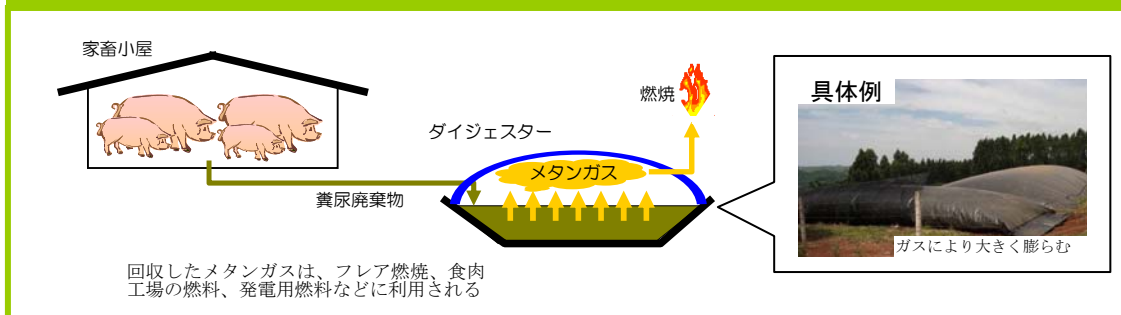
(株)日本総合研究所 研究員 佐々木 努

多くのブラジルの養豚場では、豚の糞尿を嫌気性状況下のオープンラグーンにおいて処理しているため、メタンガスが発生している。そこで、オープンラグーンをビニル製シートで覆い、発生するメタンガスを回収・(暖房や飼料製造過程の熱源として) 利用する CDM プロジェクトが実施されている。

■ ベースライン（現状）：オープンラグーンからメタンガスが発生している。



■ プロジェクト：メタンガスを回収できるダイジェスターを導入する。



南米最大の養豚産地であるブラジルは、輸出向けの豚肉を中心に食肉用豚の生産が増加している。大手食肉会社が手がける大規模なものから個人オーナーが所有する小規模なものまで、様々な養豚場が存在する。中規模以下の養豚場では資金難や技術力の不足から「河川から 30m 以内に非衛生的なラグーンを設置することを禁止する」という環境規制を遵守できない状況が依然として続いている。同規制を遵守できない養豚場は当局から事業拡大を許可されない仕組みとなっている。

本 CDM プロジェクトは“ハイテクな技術”の移転を促すものではないが、地域の環境改善と経済発展に資する CDM の理念に沿った取組みであるといえる。温暖化防止だけでなく、様々なベネフィットを含めて CDM プロジェクトを評価することが重要である。同じ 1 トンの排出権にも、プロジェクトの意図や目的などの“色”が存在する。ブラジルの養豚場案件は、そんな排出権の“色”に着目することを教えてくれている。

< Information >

三井住友銀行ニュースレター「気候変動と排出権取引」の発刊について

この度、三井住友銀行では、「気候変動と排出権取引」をテーマにしたニュースレターを発刊する運びになりました。

これは、近年の地球温暖化防止に向けた社会的な動向を踏まえ、地球温暖化問題の背景にある気候変動と世界的な潮流となりつつある排出権取引について、「正しい認識を広く企業の皆様にお伝えすることは、金融機関における重要な社会的責務である」と三井住友銀行は考えたためです。

気候変動による影響は、単に環境面だけの課題ではなく、経済面、社会面の三つの側面から対応すべき課題であると一般に認識されています。つまり、現在ある経済利便性の高いライフスタイル、ビジネススタイルなど人間活動と社会経済の仕組みから、持続可能な社会を目指して、見直しが求められているものと理解されています。

国内にある企業の皆様のご認識として、「排出権取引が真に地球温暖化防止に資するものか」という問に対して、賛否両論があることは、本ニュースレターを発行している事務局も存じています。しかしながら、世界の各地で進行している地球温暖化の現状をただみているだけでは、この問題の解決の糸口にも達することはできないのではないのでしょうか。

昨年 10 月より、三井住友銀行は、投資銀行部門のストラクチャードファイナンス営業部に排出権を取り扱う専門部署として環境ソリューション室を設置し、金融商品営業部でも取扱いを開始しました。これは、三井住友銀行は、「国内の企業の皆様からいただいた排出権の取得に関するニーズに対し、責任ある金融機関として、誠意ある対応をしたい」と考えたことが設置のきっかけとなっています。

来月から京都議定書の約束期間が、日本国内においてもはじまります。

環境の世紀といわれる 21 世紀をより良いものとするためには、地球温暖化防止に向けて、「躊躇することよりも、今できることについて行動する」ことが重要と三井住友銀行は考えます。そのための一助として、このニュースレターが皆様のお役に立てれば、幸いです。

(了)

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の各商品の説明書等を必ずご覧ください。